

刈谷駅周辺エリア官民連携まちなか再生推進支援業務委託仕様書

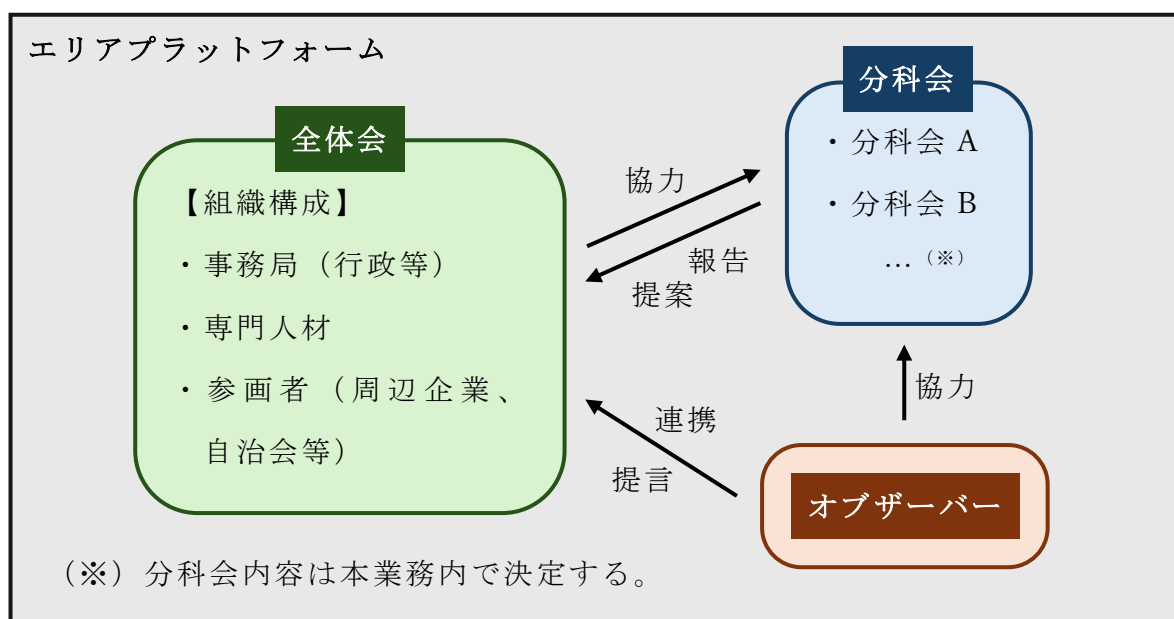
1 業務目的

本市では、刈谷駅周辺におけるまちの回遊性向上やにぎわい創出の取組を面的に広げてエリアの価値を高めていくことや、その担い手となる民間事業者や次世代リーダーを発掘・育成し継続的なまちづくりへと展開していくため、当事者である行政と民間事業者等とが参画するエリアプラットフォームを設立するとともに、まちの将来イメージを共有しながら実現に向けて官民連携で戦略的に取り組んでいくための未来ビジョンの策定を目指している。

これらを踏まえ、本業務では、エリアプラットフォーム参画予定者に対する意識の醸成及びエリアプラットフォームの設立支援、並びに刈谷駅周辺エリアにおける課題整理とエリア価値向上の方向性、戦略等を検討し、令和7年度末における未来ビジョン ver.0 を策定することを目的とする。

2 エリアプラットフォームの組織形態

本市では、令和6年度に実施した刈谷駅周辺エリアプラットフォーム構築準備支援業務を中心に、エリアプラットフォーム設立に向けて関係団体等と調整を図ってきた。本業務の中でいうエリアプラットフォームとは、以下に示す組織形態であることに留意するものとする。



また、全体会や分科会の役割については、以下のように整理している。

(1) 全体会

各分科会で検討された未来ビジョンの素案を事務局にて取りまとめ、未来ビジョン（案）を作成する。未来ビジョン（案）の内容を全体会にて議論・検討し、承認する。

また、エリアプラットフォームに関する事務処理は、全体会事務局にて行うものとする。

(2) 分科会

分科会ごとに社会実験を行いながら、未来ビジョンの素案を作成し、全体会へ提出する。ファシリテーターを中心に、まちづくりの実践部隊として活動していく。

本業務の受託者は、全体会事務局の構成員となることを想定しており、事務局内での業務分担は、業務受託後に委託者との協議の上決定するものとする。

3 対象エリア

別紙 2 「刈谷駅周辺エリア」の範囲を基準とする。

4 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）までとする。

5 業務責任者等

受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する管理技術者及び担当技術者を配置する。ただし、事情により当初の技術者を配置できなくなった場合は、同等の技術・経験を有する技術者を選定し、委託者の承認を受けなければならない。

6 業務計画

受託者は、業務着手に先立ち速やかに委託者に以下の書類を提出し、承認を受けなければならない。

(1) 業務着手届

(2) 技術者届

また、着手時の打合せ協議を踏まえ、検討内容等を明らかにした詳細な作業計画書及び工程表を作成し、提出すること。業務は作業計画書及び工程表に基づいて進めることとし、実施期間中にその内容や方向性について変更が生じた場合は、随時見直しを行うこと。

7 資料の貸与等

本業務に必要となる資料の収集又は調査等は原則として受託者が行うこととするが、委託者が所管する資料については貸与を受けることができるものとする。この場合において、受託者は、業務完了後、貸与された資料の全てを速やかに委託者へ返還するものとする。また、委託者の承諾なしに他に貸与し、公表し、譲渡し又は使用してはならない。

8 関連計画等

受託者は、本仕様書や契約書の他、関連計画等をはじめ、刈谷駅周辺エリアの位置づけ、役割、エリア内で予定されている事業などの関連施策を正確に把握しなければならない。

- (1) 刈谷市総合計画
- (2) 刈谷市都市計画マスタープラン
- (3) 刈谷市立地適正化計画
- (4) 刈谷市まちなかマネジメント構想
- (5) 刈谷市中心市街地まちづくり基本計画
- (6) 刈谷駅周辺地区市街地総合再生基本計画
- (7) 刈谷市住生活基本計画
- (8) 刈谷市空家等対策計画

9 業務の実施方針・体制

- (1) 民間の自由な発想・視点により、行政に不足する機能や能力を補完し、民間ノウハウを活用する提案を行い実施する。
- (2) 刈谷駅周辺エリア内の民間事業者等との連携によるネットワークを構築し、

業務を行うこと。

1 0 業務内容

本業務は、刈谷駅周辺エリア内のまちづくりに関する多様な主体との連携のもと、幅広い関係者が参画する官民連携のエリアプラットフォームを構築し、エリアプラットフォーム構築後に参画者が共に目指すべきビジョンの策定・共有のため、次の内容を実施するものとする。

(1) 事業全体のマネジメント

円滑かつ着実に事業推進を行うため、事業全体の企画及びその進捗管理を行う。

(2) エリアプラットフォームの設立支援

ア 全体会に関する検討

規約の作成をはじめとした全体会の運営方法、望ましいプラットフォームのあり方や設立へのステップを検討し、参画予定者と合意形成を図る。

イ 分科会に関する検討

業務着手後、分科会の活動内容について委託者と協議し、素案を作成する。その後、参画予定者と合意形成を図る。

なお、分科会はエリアの特性を踏まえたものとし、本市における関連計画等や刈谷駅周辺エリア内で活動している既存組織、これまで関係者間で調整されてきた事項に留意するものとする。

ウ 参画者の意識の醸成

専門人材による官民連携まちづくりに係る講演会や、市民参加による実践試行の場の創出等により、参画者の意識の醸成を図る。なお、講演会開催に係る講師謝礼金等の費用については、本業務内で負担するものとする。

エ エリアプラットフォーム設立準備会及び設立総会の開催支援

上記を踏まえたエリアプラットフォーム設立準備会及び設立総会の開催を支援する。なお、準備会等の開催に係る会場費等の費用については本業務内で負担するものとし、設立総会は令和7年10月中に開催する

ものとする。

(3) 分科会の開催支援

各分科会のファシリテーターと協力し、分科会を複数回開催する。なお、分科会で実施する社会実験費用は本業務内で負担するものとし、社会実験費用等の各分科会への割り振りは、委託者と協議の上決定するものとする。

(4) 未来ビジョンの策定支援

ア 未来ビジョン（案）の作成

各分科会で作成された未来ビジョンの素案を取りまとめ、全体会で議論・検討する未来ビジョン（案）を作成する。

イ 総会の開催支援

未来ビジョンを承認するための総会の開催を支援する。なお、全体会の開催に係る会場費等の費用については、本業務内で負担するものとする。

ウ 未来ビジョン ver.0 の作成

総会で承認された未来ビジョンを、未来ビジョン ver.0（詳細版）として取りまとめ、委託者へ提出する。また、同時に概要版も作成し、詳細版と併せて委託者へ提出するものとする。

(5) その他

ア 公募型プロポーザルにおける提案

公募型プロポーザルにおける提案事項については、委託者と受託者の協議により実施方法を決定する。

イ その他の詳細は、委託者と受託者の協議により決定する。

1.1 打合せ協議

受託者は、本業務の実施にあたり、少なくとも次に掲げる回数の打合せ協議を委託者で行う。

- (1) 着手時 1 回
- (2) 中間打合せ 5 回
- (3) 成果品納品時 1 回

1 2 成果品

(1) 成果品の帰属

成果品はすべて委託者の所有とし、受託者は業務の処理上知り得た成果、資料等の秘密を第三者に漏らし、自ら使用してはならない。

(2) 成果品の瑕疵

受託者は、業務完了後においても、受託者の責めに帰すべき理由による成果品の不良個所が明らかとなった場合は、速やかに受託者の責任においては是正、補足及びその他必要な措置をとらなければならない。

(3) 成果品

提出する成果品は、以下のとおりとする。

ア	未来ビジョン ver.0（詳細版及び概要版）の電子データ	1 式
イ	委託業務報告書（A 4 版チューブファイル綴じ）	2 部
ウ	委託業務報告書の電子データ	1 式
エ	打合せ議事録（報告書に含めて提出）	1 式
オ	その他関係資料等	1 式

1 3 その他

仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者は協議の上、業務が円滑に進むよう努めなければならない。